

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

入浴施設のレジオネラ症対策に関する最新の知見等が得られたこと、及び今般の子どもの身体的・精神的な発育状況等の変化や入浴者の意識等を踏まえ、国は公衆浴場における衛生等管理要領の改正を行った。それに伴い、浴場業における衛生に必要な措置の基準の見直しと男女の混浴制限年齢の引き下げを行うとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

入浴者の衛生に必要な措置等の基準について、所要の規定整備を行う。（第4条関係）

- (1) 貯湯槽の清掃・消毒を行う対象を現行の温泉からすべての湯に拡大するとともに、調節槽の適切な清掃・消毒ができるよう汚れやぬめりを除去するよう衛生措置を規定する。
- (2) 気泡発生装置等の点検、清掃及び排水について、構造設備基準を設ける。
- (3) 混浴制限年齢を現行の「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げる。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和4年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区公衆浴場法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、<u>ぬめり等の汚れを除去すること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により</p>

消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ (略)

(加える)

(11) 前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(12) (略)

(13) 手ぬぐい、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。

(14) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(15)～(33) (略)

(34) ろ過器等を使用して浴槽水を

消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ (略)

(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(12) 前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(13) (略)

(14) タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの (かみそりを除く。) を貸与するときは、この限りでない。

(15) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(16)～(34) (略)

(35) ろ過器等を使用して浴槽水を

循環させる場合は、次の構造設備の基準によること。

ア～カ (略)

(加える)

(35)～(40) (略)

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア～キ (略)

ク 屋外に浴槽を設けるときは、前項第32号の規定に準じた構造とすること。

ケ (略)

循環させる場合は、次の構造設備の基準によること。

ア～カ (略)

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

(36)～(41) (略)

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第17号まで、第19号、第21号、第25号、第28号、第30号、第32号及び第34号から第41号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア～キ (略)

ク 屋外に浴槽を設けるときは、前項第33号の規定に準じた構造とすること。

ケ (略)

3 (略)

(基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第18号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

第6条 (略)

3 (略)

(基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第20号、第27号、第29号及び第31号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

第6条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の江東区公衆浴場法施行条

例第4条第1項第35号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。